

条 例

地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十九号

地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九条第二項の規定により、地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下この条及び次条において「病院機構」という。）が行う事業用施設、医療機器等の整備に要する資金の貸付け及び病院機構に係る県債の償還事務の円滑な運営とその経理の適正を図るため、地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、病院機構の負担金、貸付金償還金、県債その他の諸収入をもってその歳入とし、貸付金、県債償還金その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。